教育関係部課長会議　会議録

1　日　時　　令和7年7月18日（金）午後2時から午後3時25分まで
2　場　所　　愛知県自治センター　大会議室
3　当番市　　長久手市
4　出席者　　県……県民文化局 学事振興課 私学振興室主査　鈴木正吾　始め8名
市……名古屋市教育委員会事務局総務部企画経理課 課長補佐 長坂雄也 始め38名
市長会事務局……行政係長　武本恵、財政係長　福井直也
5　内　容
① 開　会
市長会事務局 福井直也

② あいさつ
教育委員会総務課 主査 服部慎平

③ 議 題
【議題1】 水泳授業の実施状況（民間委託等）について（一宮市提出）
●一宮市＜趣旨説明＞
本市では、学校プールの老朽化により修繕費等が増大しており、今後、水泳事業をどうするか検討しています。本市においても昨年度から民間プール委託を始めていますが、委託する判断基準、委託の状況を各市にお伺いしたいと思います。
●議長＜取りまとめ説明＞
各市の状況を見ますと、小学校において民間委託、全部、一部を委託している自治体が多い状況です。中学校では、民間委託8市、授業廃止が5市という状況です。
●一宮市
中学校の水泳授業を廃止されている市の中で、東海市さんと愛西市さんは一部の学校でのみ廃止されています。いつ頃廃止し、今後廃止する学校を拡大する予定はあるでしょうか。一部の学校のみを廃止とした理由や経緯はどのようでしょうか。廃止の学校と実施している学校が混在している状況ですが、保護者や市民から何か反応はあったでしょうか。
→東海市
現在、2校で水泳実技授業を廃止しています。1校は令和6年度からで、施設の老朽化によって校長判断により実技授業を廃止しています。もう1校は令和7年度から実技授業を廃止しています。今まで民間施設を使っていましたが、授業編成が難しいという理由で今年

度から実技授業を行っていません。今後の予定としては、施設等の改修が必要になってきたら考えていかなければなりませんが、予定として廃止するところがあるかという言いますとそういう状況はありません。

保護者や市民から何か意見があるかについては、市教委にはありません。もしかすると学校には意見が届いているかもしれませんが、丁寧に説明をして理解を得らているものと考えています。

→愛西市

1校が水泳授業を実施しておりませんが、この学校については5年以上前から水泳の実技授業を行っていません。経緯としては、20年ほど前に学校を改築する際、プールの配置が難しいということで学校内にプールを作らず、市営プールを利用するという選択をしました。その市営プールも5年ほど経ったときに廃止されてしまい、その後は近くの小学校を使っていましたが、それも大変だということで校長判断で水泳実技授業を行わないこととなりました。

水泳実技授業を行う、行わない学校が混在することに対して、正直、あまり反応はありません。ほかの学校が築40～50年である学校であるに対し、こちらの学校は当時としては珍しい空調設備完備であったり、ランチルームがあったりという学校でして、プールにまで話題にならず、そのままここまで来たという状況です。

●愛知県

学校プールの老朽化に対応するための改修費、維持管理費の高騰、財政負担が大きいことやプール管理など教員の負担が大きいといった要因により、実技を座学に切り換える事例があること、専門性の高い外部人材の活用によって授業の向上を図るということを考慮して学校外の公営プールで行うこと、また外部人材に委託するといった動きが出ていることと存じております。

水泳の実技授業におきまして専門性の高い外部人材を活用することは、チームティーチングによる児童・生徒個々の習得レベルに応じた効果的な指導、複数人で監視にあたることにより高い安全性の確保につながるものであると考えています。

6月3日に東京で行われました文部科学省主催の指導主事連絡協議会におきまして、体育の授業において外部人材を活用する場合には、教員をサポートする役割とするようにというお話がありました。水泳授業において外部人材を活用する際には適切に進めていただきますようお願いいたします。

●知立市

小中学校における水泳実技は学習指導要領上では選択制ではなく、水泳場の確保が困難な場合（やむを得ない理由）であれば、扱わないことができるという理解です。理解に齟齬がありましたでしょうか。確保が困難な理由の判断基準がありますか。老朽化で修理や

改修の「予算が確保できていない」は理由になりますか。統一的な基準はなく、自治体に委ねられているということでしょうか。
→愛知県
　小学校学習指導要領（平成29年3月告示）では、「「D 水遊び」、「D 水泳運動」の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合には、これらを取り扱わないことができる」、中学校学習指導要領（平成29年3月告示）では、「水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができる」と記載されています。小学校学習指導要領解説では、『「D 水遊び」及び「D 水泳運動」を扱わないことのできる条件としては、「学校及びその近くの公営のプール等の適切な水泳場がない場合が挙げられる。』との記載がありますが、その他、「適切な水泳場の確保」の理由に関する具体的な条件や統一的な基準について、文部科学省から示されたものはございません。
　小学校及び中学校の学習指導要領において、小学校では水遊び、水泳運動を、中学校にでは水泳を取り扱い、水泳事故防止に関する心得について必ず取り上げることとなっておりますので、学校内外のプールを活用した水泳授業の実施や適切な水泳場の確保について、「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省・国土交通省策定）、「水泳等事故の防止について（通知）」（令和7年5月2日付7ス庁第274号）、「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について（依頼）」（令和6年7月10日付6文科初第885号）」等、国の通知や発行物を元に、十分に御検討いただいた上で、市町村の小学校及び中学校における水泳の授業への取組について御判断いただきますようお願いいたします。

【議題2】 学校施設の目的外使用で体育館空調設備を使用する場合の使用料等について（一宮市提出）

●一宮市＜趣旨説明＞
　本市では、今年度から一部の中学校体育館に空調設備を設置する予定であり、目的外使用の際の空調の使用について検討しているところです。オンオフの方法について質問に出せなかったので、「目的外使用で空調利用が可」とご回答いただいた市には、別途ご照会させていただくかもしれませんので、その際はよろしくお願いいたします。
●議長＜取りまとめ説明＞
　38市あるうち、空調利用可と回答いただいたのは16市。使用料の積算根拠について、ランニングコストから算出したところ、そのランニングコストに受益者負担を掛けたところ、他施設の類似施設から算出したところが見受けられます。
●一宮市

江南市さんにお尋ねします。令和8年度の実績を踏まえて使用料等を設定していくとのことですが、令和8年度は空調料金を上乗せせず、令和9年度から上乗せするという理解でよろしいでしょうか。令和8年度の空調利用は利用者が任意に使って、任意にオフができるような状況なのか、利用する方みんなを市側で空調を使えるようにする状況でしょうか。実績の取得から周知、使用料金の変更までのスケジュールもご教授ください。

→江南市

本市では令和9年度に全庁的に使用料等の改正を予定しています。市の方針として、使用料金は光熱費を加味した状態で設定していきますので、令和8年度の実績を踏まえて、使用料金を光熱費上乗せで改正していく予定です。使用料金等は財政部局が設定していく予定です。学校体育館を所管する課としては、学校施設目的外使用としては夜間開放を前提に実施しているものです。

令和8年度の空調について無制限に利用できるのかについてですが、利用者の使用に応じてになると思いますが、所管の教育課としては夏場は熱中症対策等の観点から空調を利用するとして、冬は原則体を動かさないような式典、選挙の投票事務等での利用を考えていますので、体を動かすスポーツ等での利用は控えていただきたいとは考えています。夜間開放については、スポーツ担当課と教育課で協議して検討していくものだと考えています。

周知のスケジュールは、令和9年度4月からの使用料等に反映できるよう、令和8年度の実績を元に進めていきまして、学校施設条例等を担当するスポーツ推進課が改正して、周知して、令和9年度4月から施行できるようにと考えています。

●愛知県

県では、県立学校の目的外使用での空調利用は「可」としています。使用料については、学校ごとに空調の整備状況が異なり、電気、ガスの違いだけではなく、室内機、室外機の台数等も異なるため金額の提示は差し控えますが、例えば電気による空調整備の場合、「定格消費電力量×使用推定時間×電気料金単価」により算出しています。支払方法については、納入通知書による支払いとなります。

【議題3】 私立高等学校等授業料補助金について（豊田市、安城市提出）

●豊田市＜趣旨説明＞

本市では、私立と公立の差の是正を図り、教育の機会の均等を目的として、私立高校に通う生徒の保護者に授業料を補助する制度を設けています。来年度から国の就学支援金の金額が増額され、所得制限がなくなる予定です。国の就学支援金が拡充されるので、豊田市は、市の補助制度を廃止する方向で検討を進めています。

●安城市＜趣旨説明＞

豊田市さんが述べられたこととほぼ同様です。本市としても、この機会に廃止を見据えておりますが、各市のご意向をお聞かせいただければと思っています。

国の就学支援金に併せて愛知県独自で軽減補助金をプラスオンしていただいています。この県の軽減補助金の見通しについてもお聞きしたいと思います。私立高校の授業料の補助金を基礎自治体レベルで助成を定めているのは、愛知県内の自治体が多く、他県ではあまりやっていないように見受けられます。愛知県独自の歴史的な経緯があったのかについて、分かる方がいらっしゃれば教えていただきたいと思います。

●議長＜取りまとめ説明＞

この補助金については、30市が交付を行っています。県の軽減補助金の交付要綱の算定に基づいて行っているところが多いようです。

令和8年度以降については、廃止、廃止を検討しているところ、変更の予定なしは江南市さん、東海市さん、北名古屋市さんという状況となっています。

●豊田市

ご回答ありがとうございます。参考にさせていただきます。

●安城市

県の動向もお聞きしたいと思います。

●愛知県

現時点で、来年度の予算のことをお答えするのは難しいのでご容赦いただきたいと思います。現在の県の私立高校等授業料軽減補助金については複雑で分かりにくいところがあるかしれませんが、世帯年収に応じて就学支援金に対して県独自で上乗せしており、県内の私立高校（全日制）等に今年度4月に入学した方に対しては、世帯年収ベースで約720万円程度未満の生徒については、就学支援金と合わせて445，200円を上限に助成しているところです。

来年度については、就学支援金については具体的な制度設計は何も示されていませんが、数字で言えば457，000円が昨年度の全国の私立高校等の授業料の平均相当ということで、国が所得制限なく一律、457，000円を就学支援金として支給するということが、今年2月に自民党、公明党、日本維新の会の3党の合意に基づいて、いわゆる高校無償化という中で取り決められたところです。愛知県としては、県内の私立高校の授業料の平均相当に対して支援が行き届くように補助を上乗せしてきたところですが、今回、就学支援金がその金額を超えてカバーしてくれるのであれば、県の授業料軽減補助金も吸収されてしまう可能性はあるのかなと思っています。ただ、県独自で補助している部分もありまして、細かいところでは専修学校高等課程に通う生徒が通信制を併修する場合は、その併修分は就学支援金の対象にならないため県で補助している部分とか、ほかにも就学支援金の受給期間の

36か月を終了した後に、病気等のやむを得ない事情で引き続き学校に通われる場合、県独自で補助を出しております。そうしたところは引き続き、国の無償化、就学支援金の拡充の影響があったとしても継続していきたいと思っています。

繰り返しになりますが、来年度予算については、国の動向をこれからも注視しつつ、今後検討していくことになろうかと思います。

県の予算はそういうことですが、これまで市独自で補助されていた分の補助金の廃止を検討されることは、それぞれの市のご判断だと思っています。しかしながら、例えば所得制限が撤廃となることで、これまでの所得区分がなくなるかと思いますが、低・中所得者向けに絞って助成を継続する判断もあるのではないかと思います。何かしら保護者負担の軽減につながる部分を検討いただけると有り難いところです。授業料に対する支援は、就学支援金で全国平均までカバーすることを検討されているところですが、施設費等、授業料以外にかかる部分もありますし、地域によっては通学費がかさむところもあると思いますので、補助金自体を廃止されるのは各市の判断ではありますが、そういう検討もあるかなと思っています。

【議題4】 後援等の基準について（安城市提出）

●安城市＜趣旨説明＞

本市において後援申請は、教育委員会、市、それぞれで受け付けています。かつては市関係団体からの後援申請が多かったのですが、ここ数年、多様な団体からの後援申請が行われています。教育委員会の後援申請を受けることで、学校等でのチラシ配布のハードルが下がりやすいということもあり、直接な理由ではないですが、増えているところです。マネー教室、プログラム教室等、その後の展開を考えているのだろうと推測されるものもあり、議題に挙げさせていただきました。

本市では、基本的に要綱に抵触しなければ許可しているのが実情です。

●議長＜取りまとめ説明＞

各市とも要綱等を定めていますが、要綱があったとしても判断が難しいものだと感じています。疑いだけでは排除できないため認めているところ、疑わしいので不承認としたところなど、市によっても判断が分かれている状況だと思います。

●愛知県

県教育委員会の後援は、愛知県教育委員会使用承認基準に基づいて審査を行っています。昨年度は1,300件程度となっています。「なぜ、このような行事を教育委員会が後援するのか」と問われることも少なくありません。昨今、県民から教育委員会に厳しい目が向けられていることもあり、より慎重な審査を心がけているところです。

●犬山市

本市においても後援の基準は、非常に迷うところがあります。県外の例ですが、後援してもチラシは一切学校で配らない運用をしているところがあると聞きました。すると営利目的の後援申請自体が減ったということも聞いています。県内で後援を取ったとしても、学校でのチラシ配布を行っていない自治体はありますでしょうか。

→瀬戸市

本市においても学校でのチラシ配布を目的にした後援申請が課題となっており、2年ほど前に学校でのチラシ配布を行わない取扱いとしました。その代わりに、学校のホームページに「瀬戸市後援事業」というコーナーを設け、そこから見られる運用に変更しました。そういった運用に変更させていただく旨を前年度に後援申請をしているところに周知したところ、翌年度は大きく申請が減ったような記憶があります。

→日進市

何年前からかは記憶していないですが、原則、学校でのチラシ配布は行っていません。学校では配布しませんが、先生方には情報提供をしまして先生が興味を持てば学校からの要望で配布することも可能という形にしています。教育委員会の後援申請をすると、福祉会館等の公共施設にチラシが置ける可能性が高いということもありますので、後援を取るメリットはあるかと思います。

→稲沢市

数年前から後援の承認をしても、チラシ配布はしていません。教員の多忙化解消とセットで行いました。件数については感覚的に減ったという感じはありません。個々に配布はしませんが、持ち帰りコーナーに30部くらい置くという対応をしています。

→知立市

本市では後援の特典としてチラシ配布ができるとはしていません。チラシ配布と後援は別のものと切り離しています。それよりむしろ、後援があることでお墨付きがあるという形にすることで信用を得られるというイメージで後援申請をされることが見受けられます。

【議題5】 学校施設の長寿命化改修の実施方法について（高浜市提出）

●高浜市＜趣旨説明＞

本市では、個別施設計画に基づき、長寿命化改修工事を進めています。改修工事に併せて増築工事や解体工事を行うため、設計内容が膨大かつ、工期が長期化しています。また、学校施設環境改善交付金を補正予算にて交付を受けて実施することを前提にして進めていることから、工期も厳しい状況であるため、入札不調を防ぐ観点から建築、電気、機械を一括発注して、かつ複数年契約として進めています。一つの学校の改修に設計3年、

工事3年の6年をかけていることから、学校現場や監督職員への負担、財政負担が大きくなっており、今後の長寿命化改修のあり方を検討しているため、各市の状況をご教授いただきたいと思います。

●議長＜取りまとめ説明＞

高浜市さんでは、一括発注をしているということでしたが、個別発注が若干多いかなという印象です。

●高浜市

この場での質問はありません。今後検討を進める上で、個別に御質問させていただく場合もありますので、その際はよろしくお願いいたします。

●田原市

本市では、本年度、学校施設環境改善交付金で未採択という状況があり、驚いています。文部科学省に対して、適切な予算配置の要望活動をしていかないといけないのかと感じているところですが、市長会や県教育委員会でとりまとめ等があるのかアドバイスがあれば教えていただきたいと思います。

→愛知県

いつ、どのように要望したら良いかといったアドバイスはなかなか難しいところです。

各自治体の声は愛知県にいろいろと届いています。例えば、長寿命化の改修事業については補助要件の問題ですとか、補正予算ではなく当初予算で確保していただきたいということ、補助単価の見直し等です。そういった点については毎年愛知県から文部科学省に要望活動を行っています。今年度についても今後、行う予定です。

●愛知県

財政的に厳しくて、計画的に進められないというお声も伺っています。愛知県において国への要望活動を行うとともに、先月にも全国施設主管課長協議会において国に対して予算の要望活動を行っています。今後も、各自治体が計画に沿って着実に事業が実施できるよう財政支援の充実を国に訴えかけていきたいと思っています。

【議題6】物価高騰に伴う学校給食費の改定について（高浜市提出）

●高浜市＜趣旨説明＞

本市においては、令和7年度から学校給食会計を公会計化して、給食費は各学校が保護者から徴収し、市へ納入をしています。食材費は市が業者と単価契約して市から支払いをしています。給食費の単価は、現在は保護者負担としていますが、近年の物価高騰により保護者負担額以上の支出が発生しており、不足分は市が補助しています。今後は国の無償化の動向にもよりますが、給食費単価の値上げを検討しているところです。本市では、令

和5年度に給食費の値上げをし、小学校300円、中学校350円として給食の運営を行っていますが、物価高騰の影響で10円程度の公費負担をしているところです。今後、どの程度の給食単価の値上げが必要か研究しているところであり、各市の給食単価の検討状況についてお伺いするものです。

●議長＜取りまとめ説明＞

給食費を平均しますと、小学校293円　中学校328円となっています。

1点確認ですが、大府市の中学が0円となっていますが、これは正しい数字でしょうか？

→大府市

市で全額負担し、保護者負担は0円となっています。

●高浜市

稲沢市さん、愛西市さん、清須市さんにお尋ねします。各市いずれも、近々、給食費単価の値上げを予定されていますが、値上げに伴う予算措置は令和7年度当初予算で見込み済みか、補正予算で計上予定でしょうか。また、給食費値上げに伴う、PTA等保護者への説明等はいつ頃実施されましたでしょうか。

→稲沢市

予算は当初予算で計上しています。保護者への説明は、毎年4月に「学校給食の実施について」という文書を教育長名で保護者へ発出しており、その中で9月からの値上げについて併せて周知をさせていただいたところです。

→愛西市

本市においては値上げの予定ですが、予算については9月補正で検討中です。保護者への説明は、全体への周知は議会の議決後すぐに周知をする予定で、説明会は行っていません。

→清須市

本市においては、6月の補正予算で計上しました。保護者への周知は、6月議会の最終日翌日に、保護者用の連絡ツールを使って周知を行いました。

●田原市

岡崎市さん、大府市さんにお尋ねします。両市はオーガニックビレッジ宣言を行い、オーガニック給食に取り組んでいると伺っておりますが、給食費はそれほど増加していないと見受けられます。両市におけるオーガニック給食の提供頻度はどの程度か、また、オーガニック食材は比較的高額になると思われますが、食材費の高騰を押さえるために実施してる施策があればご教示いただきたいと思います。有機JASの認証取得に対して補助金等の支援を行ってみえるでしょうか、。

→岡崎市

本市としては、令和6年度は年3回実施しました。品目としてはじゃかいも、米などです。令和7年度は年3回程度、米、じゃがいも、にんじんの3品を予定しています。食材費の高騰を抑えるための工夫としては、農政部局でオーガニックを使った場合の差額を国の交付金を活用しているということで、農林水産省のみどりの食料システム戦略推進交付金を活用しています。令和7年度の3回予定のうち1回は既に6月に米で実施しておりますが、差額の110万円ほどとなっています。

認証取得に対する補助の有り無しですが、本市においては補助金の制度はない状況です。

→大府市

令和6年度の実績が米は9回、野菜6回です。野菜としてはさつまいも、だいこん、にんじんといったところです。令和7年度の予定としては、米18回、野菜8回を予定しており、野菜としてはたまねぎ、さつまいも、だいこん、にんじんというところです。差額分は、米は農業振興課の支払で差額分は払ってもらっているところです。国の補助金を活用しているかは、私は承知していません。野菜については、農業振興課が支払をしており、学校教育課の支払ではありません。

認証取得の補助については、本市では制度はありません。

●愛知県

県立の学校で給食を実施しているところは、基本単独型なので各学校ことに単価が異なります。今年4月当初に値上げをしたところもあり、年度途中で値上げを検討しているところもあることから、その影響もあり、6月補正で給食費の軽減対策支援金として6月から9月まで実質3か月間で、1食あたり100円という補助を出しているところです。

【議題7】 スクールバス及び小中学校水泳授業バス送迎の運用について（田原市提出）

●田原市＜趣旨説明＞

本市では、小中学校の統廃合に取り組んでおり、遠距離通学になった児童・生徒の通学のためにスクールバスの運行を事業者に委託しています。5年間は補助を受けていますが、6年以降は利用できる補助制度なく、委託料の全額が市負担となります。また令和4年度から小中学校の水泳授業の集約化としてプール授業を民間業者へ委託する実証事業を進めており、学校からプールまでのバスの運行を民間に委託しています。徐々に集約を進めており、年々バスの委託が高額化しているますが、全額市費で対応しているところです。今後のスクールバスと水泳授業の送迎の運行の参考とさせていただきたく質問を出せていただきました。

●田原市

いずれの市においてもバスの確保、人手不足、高額化が課題と分かりました。バスの確保については、新年度早々の入札では、年度の早い時期の授業への対応が間に合わないことが分かってきました。蒲郡市さんでは、債務負担行為等、早期に入札を実施する方法を検討する必要性を感じておられるとのことですが、入札方法やスケジュールの想定など現在の状況についてご教授いただきたいと思います。

→蒲郡市

本市においてプールの民間委託は、徒歩で通う1校のみから徐々に広げてきたところです。当初はプール授業とバス送迎の委託を併せて実施していたのですが、プール授業の委託先から「令和6年度からのバス確保は市でお願いします」と言われてしまったため、それぞれ分けて委託をしてきたところです。突然委託方法が変わったものですから、令和6年度についてはバスの確保に非常に苦労しました。いろいろ当たって、ようやく6、7月に運行できるところが1者見つかりまして、随意契約をしたというのが昨年度の状況です。同じトラブルを回避するため、令和7年度に向け市役所内で協議しましたが、財政部局からは「単価契約を用いた方が安いので、単価契約の枠の中でやって欲しい」と言われ、単価契約で行っている部署からは「プール委託が入ると回数が増え単価契約の金額が上がるので、独自でやって欲しい」と言われ、結局、債務負担行為の実施ができませんでした。現状として、庁内の調整ができず、令和8年度のバスの確保に関しても困難が予測されるところです。バス運行事業者からは、できれば1年前にだいたいのスケジュールを示して契約をさせてほしいと言われていますが、目途が立っていない状況です。

●愛知県

学校統合による遠距離通学費の補助については、全国的な課題と認識しています。補助対象期間の5年経過後も、国に対して十分な財政措置を講じるよう全国都道府県教育長協議会を通じて要望をしており、今後も機会を捉えて要望をしていきたいと考えています。

●稲沢市

本市でも将来的に統廃合を検討する必要がある状況です。通学距離が長くなれば、スクールバスを視野に入れて考えていく必要があります。現在、学校施設整備基本計画を作って、将来的な統廃合の指針を出しています。その中で通学距離については、今、一番遠くの学校へ歩いて通っている距離が2．5キロなので、それを超える場合は、スクールバスを出す指針としています。現在、スクールバスを運行している自治体において、距離の指針を持っているところはあるでしょうか。

→議長

一度、市長会でとりまとめをして回答をさせていただくこととします。

※市長会事務局でスクールバスの運行を実施している市に追加で聞き取りをし、追加資料を8月14日に各市へ配信。

①スクールバス対象者の要件 ②スクールバス対象者の要件としている理由 ③現在のスクールバス運行台数 ④対象者の費用負担の有無 ⑤同じ行政区内で対象となる人と対象とならない人がいる場合の対応

→岡崎市

①岡崎市額田地区の児童のうち、片道4km以上の遠距離通学する児童が通学に利用するとき、岡崎市額田地区の児童のうち、学校統合により閉校になった小学校に通学していた児童が通学に利用するとき、その他学校長が特に必要と判断し、教育委員会が認め、承認したとき。

②岡崎市額田地区小学校通学バス等運行に関する要綱

③5台 ④無 ⑤学校長が特に必要と判断し、教育委員会が認め、承認したときは利用可。

→瀬戸市

①路線バスを利用しているため、一定のバス停より遠い住所の生徒児童は対象としている。

②小学校5校、中学校2校が統合してできた小中一貫校であるため、統合された学校の設立経緯をふまえ一定のバス停より遠い住所の生徒児童を対象としている。

③路線バスを利用。

④有（運行協力金として、小学生・中学生一律年間6，000円（マナカにて運用のため、初回のみデポジット代金500円×2枚も徴収））

⑤対象者であれば希望制のため、特別な対応はしていない。

→豊田市

①距離要件を設けている路線については原則、次の基準を全て満たす者を対象としている。

・学校を統廃合した地域の居住者

・通学距離が小学生にあっては4㎞以上、中学生にあっては6km以上となる者

ただし、かつて支所がスクールバスを運行していた地域は、この基準に関わらず支所の運行基準を承継している場合がある。

②へき地教育推興法、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法令施行令

③22台 ④無 ⑤基準に基づき、対応している。

→新城市

①通学方法については学校が定めており、スクールバスに乗車する児童生徒も学校の判断に基づいている。

②市としてスクールバス対象者の要件は定めていない。

③11台 ④無

→豊明市

①通学距離が片道3㎞以上の児童

②通学時間に1時間程度要することにより、猛暑日における体調面や体力面の不安があるため。
③2台　④無　⑤基準に基づき対応している。
→田原市
①「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」で示されている通学距離（小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内）を参考にしているが、統廃合で廃止された学校の児童生徒を全て対象者としている。
②統廃合で最寄りの学校が廃止され、通学距離が長くなってしまうため。
③9台　④無　⑤同じ行政区内で対象が分かれるケースは無い。
→愛西市
①旧立田南部小学校福原分校学区
②福原分校を閉校することにより、通学距離が4㎞を超えたため。また、途中で1㎞を超える立田大橋を渡る必要があるため。
③1台　④無　⑤旧立田南部小学校福原分校学区はすべて対象

【議題8】その他

せっかくの機会ですので、会全体を通して何かご意見、ご質問等がありましたら挙手をお願いします。
→特になし。

④ 次年度当番市の決定　名古屋市

⑤ 閉　会　　市長会事務局 福井直也